

令和7年度事業計画

共同生活援助事業 きずなホームズ

1. 目的

障害者総合支援法に基づき、共同生活援助事業のサービスを提供し、その自立と社会経済活動への参加及び地域移行を促進する観点から、利用される方の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って個別支援計画を作成し必要な支援及びサービスの提供を適切に行う。

2. 事業所の重点目標

① 個別支援計画の作成及び支援の提供

利用者の障がい程度や心身の状況、特性を考慮すると共に、ご本人様ご家族様のニーズや意向を汲み取り、ご本人の意思決定に寄り添った個別支援プログラムを作成し、より質の高い支援とサービスの提供を行う。

② 生活の質の向上

生活の質の向上を図る為、より快適で衛生的な生活環境に繋がるよう個々に応じた生活支援を実施していく。

③ 就労定着支援

就労者の就労（職場）定着を図れるように、就労先及び GH、就労定着支援事業所、ご家族と連携を強化し生活上・仕事上のニーズや課題の把握に努め、それらの課題に対して連携した支援を行い、職場定着を図る。

④ 苦情処理解決・第三者評価

福祉サービス第三者評価システム・苦情処理解決システムの導入を行うことにより、当該施設の具体的な現状の把握、課題の改善に努めながら利用者本位の良質なサービス提供が出来るよう、サービスの質の向上に努める。

⑤ 情報公開の充実

ホームページや広報誌の質の向上に努めると共に、積極的に SNS を活用した情報公開を行い透明性の担保を図り、第三者から信用を得る事業所運営に努める。

⑥ 地域との連携

地域連携推進会議を設置し、利用者と地域の関係づくり、地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、サービスの透明性、質の確保、利用者の権利擁護を推進し、地域との連携を深める。

⑦ 利用者に対する虐待防止対策

障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し職員の資質向上を図ると共に、当該事業所においては、虐待防止会議で虐待・身体拘束に関わる検証、検討を行いつつ外部の研修会にも積極的（年に1回以上）に参加して利用者の方の権利利益の擁護を図る。

⑧ 他の機関との連携

利用者の生活に関わる多様な関係各機関との連携を図り、サービス提供及び利用者の生活の質の向上や生活継続のためのフォローアップ体制の幅を広げていく。

⑨ 防災、防火、防犯対策

最新のガイドラインの指針に基づきマニュアルの改訂を行い、従業者教育として今後起こりうると想定される自然災害に備えて各種災害訓練及び防火訓練、防犯訓練を実施することで防災、防火、防犯に対する意識を高め、安全管理体制の強化を図り、未曾有時の事態に備える。

⑩ 感染症対策

最新のガイドラインの指針に基づきマニュアルの改訂を行い、従業者教育として今後起こりうると想定される自然災害に備えて各種災害訓練及び防火訓練、防犯訓練を実施することで防災、防火、防犯に対する意識を高め、安全管理体制の強化を図り、未曾有時の事態に備える。

⑪ 新規共同生活援助事業所の開設

新規共同生活援助事業所の開設に向けて、滞りなく遂行する事が出来るように準備及び計画性を持って取り組んでいく。

⑫ 一人暮らしに向けての支援

サテライト事業を活用して一人暮らしを送る為の体験の機会の提供を行う。サテライト事業活用中には、一人暮らしに向けた利用者の課題の抽出を行い、各関係機関・ご家族と連携しながら支援を行っていく。

⑬ ボランティアの受け入れ

ボランティアの受け入れを行い、地域との連携や情報発信の機会を設けていく。

3. 支援内容

○共同生活援助

利用者が地域の一員として自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、心身の状況に応じて共同生活住居において、生活全般に関する相談及び助言、その他関係機関との連携その他の必要な日常生活上の支援を行う。また、土日においては、様々な余暇活動を提供する。

○食事の提供

利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、栄養所要量に基づいた食事を提供する。また、季節や郷土に応じた食事提供を行う事で生活に豊かさと活力が得られ、健康増進に努める。

○健康管理

利用者の健康状態を把握し、嘱託医または協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。

○余暇活動

自治会活動（勇気の会）をサポートし、幅広い情報の提供を行い、自発的に発言しやすい雰囲気作りを行い、自己選択・自己決定が出来る環境を整える。また、生き甲斐のある豊かな生活を送れるよう社会体験活動等を提供する。

○就労支援

利用者が安心して働く事ができるように、仕事及び生活全般の相談及び企業との連絡調整を行い就労支援に努める。

4. 従事者の努力目標

- ① 法令等の情報を収集し、利用者様・ご家族様に最新の情報提供をしていく。
- ② 虐待防止法、差別解消法施行に伴い倫理綱領・従業者行動基準を遵守すると共に自己への振り返りに努め、資質の向上を図る。
- ③ キャリアパスプログラムに基づいて、専門職として資質の向上と、協調の精神と和（チームワーク）を大切にする。
- ④ ご家族及び地域との信頼関係の構築を図る。
- ⑤ 従事者間の連携を密にし、実施する諸事業のサービスの質の充実に努める等、在宅福祉向上に努める。
- ⑥ 法人他事業所相互の交換研修を実施し、障がい者への理解を深め支援技術の向上を図る。
- ⑦ 利用者のプライバシーを尊重し、個人情報漏洩防止や権利擁護に努める。
- ⑧ 利用者の生命、財産を守る為に各種訓練に努める。
- ⑨ 利用者の生命を守る為に、感染症対策指針に則り、適切な感染症対策を継続して取り組み従業員が感染症の要因を持ち込まないように努める。